

# 道央廃棄物処理組合共同企業体取扱要綱

平成29年2月1日 管理者決裁

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、道央廃棄物処理組合発注の工事、測量業務、地質調査業務、工事設計業務及び工事監理監督業務（以下「工事等」という。）において建設業等の健全な発展を図るとともに、技術力の結集等により効果的施工又は履行を確保するために活用する共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「特定共同企業体」とは、特定の工事等の施工又は履行を目的として工事等ごとに結成される共同企業体をいう。

2 この要綱において「経常共同企業体」とは、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化することを目的として経常的に結成されるもので、施工する工事が特定されていない共同企業体をいう。

### (施工方式)

第3条 特定共同企業体により行う工事等の施工若しくは履行又は経常共同企業体により行う工事の施工は、当該共同企業体の各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の下に一体となって当該工事等又は工事の完成に当る共同施工方式（共同履行方式）によるものとする。

### (資格審査)

第4条 特定共同企業体の申請に係る資格審査は、提出された申請書によって資格審査を行い、経常共同企業体の申請に係る資格審査は、提出された申請書によって道央廃棄物処理組合建設工事請負業者選定及び指名基準に関する規程（平成29年道央廃棄物処理組合訓令第1号）第2条の指名委員会（以下「指名委員会」という。）が資格審査を行い、適格と認める共同企業体を競争入札工事参加資格者に決定する。

## 第2章 特定共同企業体

### (対象工事等)

第5条 特定共同企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、当該各号に定める設計金額以上のもので、その工期、内容、技術的特性を総合的に勘案し、共同請負によることが適当と認められるものとする。

- (1) 土木工事 1億円以上
- (2) 建築工事 1億5千万円以上
- (3) その他の工事 5千万円以上

2 特定共同企業体により行うことができる測量業務、地質調査業務、工事設計業務及び工事監理監督業務は、その履行期間、内容、技術的特性を総合的に勘案し、共同履行によることが適当と認められるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、設計金額が同項各号に定める最低金額の概ね2分の1以上の工事で、特殊な技術を要する等技術的難度が高く共同請負により施工させることが特に必要と認められるときは、特定共同企業体に施工させることができる。

### (構成員数)

第6条 構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、前条第1項に掲げる金額の4倍以上の工事については、5社までとすることができる。

2 前項の構成員には、道央廃棄物処理組合を組織する市町(以下「関係市町」という。)内に本店又は主たる営業所を有するもの(以下「関係市町内業者」という。)が1社以上含まれていなければならない。ただし、工事等の技術的特性その他の事情により、第7条の規定による特定共同企業体の構成員となるべき者の選定に当たって必要な数の関係市町内業者を確保することができない場合はこの限りでない。

### (構成員となるべき者の選定及び組合せ)

第7条 特定共同企業体の構成員となるべき者(以下「選定業者」という。)の選定は、グループ別又は一括して選定するものとする。

2 構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別の等級区分が設定されている場合は最上位級に格付されている者及び第2順位の等級に格付されている者の組合せであること。ただし、特に必要と認める場合は第3順位に格付されている者を構成員とすることができる。この場合、第3順位の等級の者は、総構成員の2分の1を上回ら

ないものとする。等級区分が設定されていない工事等については、それに対応する有資格者の組合せとする。

### 3 経常共同企業体を特定共同企業体の構成員とすることはできない。

(構成員の要件)

第8条 特定共同企業体は、すべての構成員が次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 発注工事等に対応する工事等の種別について、道央廃棄物処理組合競争入札参加資格事務取扱規程（平成26年訓令第6号）第3条に規定する格付名簿（競争入札に参加する資格を有する者を、関係市町において等級に格付けした名簿をいう。）に登録されなければならない。
- (2) 工事の場合にあつては、発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が4年以上、業務の場合にあつては、発注業務に係る営業年数が4年以上あること。ただし相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合には、許可を受けてから4年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
- (3) 発注工事等を構成する一部の工種又は業種を含む工事等について元請としての実績があり、かつ発注工事等と同種の工事等を施工した経験があること。
- (4) 工事の場合にあつては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
- (5) 業務の場合にあつては、発注業務に対応する主任技術者を当該業務に、構成員のいずれかが専任で、他の構成員が兼任で配置することができること。

(構成員の出資の割合)

第9条 各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない。この場合において代表者の出資の割合は、構成員中最大であるものとする。

(選定通知)

第10条 第7条の規定により選定業者を選定したときは、特定共同企業体構成員選定通知書（様式1）及び特定共同企業体構成員選定業者一覧表（様式2）により選定業者に通知するものとする。

(結成方法及び代表者)

第11条 特定共同企業体は、第7条の規定により、選定された各グループに属する選定業者それぞれ1社ずつの自主的な任意の組合せにより結成するものとする。この場合、当該組合せにより結成する特定共同企業体の構成員は、当該工事等に係る2以上の特定共同企業体の構成員となることができず、また、第6条第2項ただし書の場合を除くほか関係市町内業者が1社以上含まれていなければならない。

2 特定共同企業体の協定書は、別表に定めるところによる。

3 第1項の規定により結成された特定共同企業体の代表者は、最大の施行能力を有する者とする。又グループ別に分けた場合は、第1グループの者とする。

(入札参加資格申請書)

第12条 特定共同企業体を結成して工事等の競争入札に参加しようとするものは、管理者が指定した日までに指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び共同企業体協定書を提出しなければならない。

2 管理者が指定した日まで申請書が提出されなかったときは、当該選定業者は選定を辞退したとみなす。

(指名の時期及び方法)

第13条 申請書に基づき資格審査の結果適格と認められ、特定共同企業体指名競争入札工事等資格者に決定された場合は、速やかに当該発注工事等の入札参加者とし、指名しそれぞれの代表者に通知するものとする。

2 特定共同企業体を入札参加者として指名する場合において、当該工事の施行能力を有すると認められる単体企業の入札参加を認め、単体企業と特定共同企業体の混合による指名ができるものとする。

(存続期間)

第14条 発注工事等の契約の相手方となった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等の履行後（跡請保証をしている場合は、当該跡請保証の義務完了後）3か月を経過するときまでとする。

2 発注工事等の契約の相手方とならなかった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等に係る請負契約が締結されたときまでとする。

### 第3章 経常共同企業体

#### (対象工事)

第15条 経常共同企業体により施工することができる工事は、土木、建築、舗装、電気、管の各工事を対象とし、当該経常共同企業体の格付等級に対応する標準請負金額の範囲内で、かつ、すべての構成員が技術者を適正に配置することが、可能な規模の工事とする。

#### (構成員数)

第16条 構成員の数は、2社とする。

#### (組合せ)

第17条 構成員の組合せは、同一の工種に属する者の組合せとする。

#### (構成員の要件)

第18条 経常共同企業体は、すべての構成員が次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 発注工事に対応する工事の種別について関係市町の指名競争入札工事参加資格を有し、かつ、格付等級が第2位順位以下であること。この場合において、関係市町により格付等級が異なるときは、当該格付等級のうち最上位に格付けされている等級とすることができる。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小企業であること。
- (3) 関係市町内に主たる営業所を有していること。
- (4) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が4年以上あること。ただし、元請として相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合には、4年未満でもこれを同等として取り扱うことができる。
- (5) 発注工事と同種の工事について元請としての施工実績を有していること。ただし、元請としての施工実績がない構成員が、当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合には、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。
- (6) 発注工事の請負代金額が2,500万円以上（建築工事の場合は5,000万円以上）であるときは、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任

技術者を工事現場に専任で配置できること。ただし、当該工事の請負代金額が5,000万円未満（建築工事の場合は8,000万円未満）であり、かつ、構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置する場合には、他の構成員は兼任で配置することができる。

（結成方法）

第19条 経常共同企業体は、関係市町の指名競争入札工事参加資格を有する者の任意の組合せにより結成されなければならない。ただし、事業協同組合等の組合とその組合員の組合せによる経常共同企業体を結成することはできない。

（構成員の出資の割合）

第20条 経常共同企業体の各構成員の出資の比率は、30%以上でなければならない。

（登録数）

第21条 一つの企業が、結成することができる経常共同企業体の数は2までとし、登録できる登録工種の数も2までとする。ただし、一つの企業が複数の経常共同企業体を結成した場合であっても、一つの登録工種に登録できる経常共同企業体の数は1とする。

（入札参加資格申請）

第22条 経常共同企業体の登録時期は、管理者が別に定める。

2 経常共同企業体は、別に管理者が定める書類を提出しなければならない。

（指名の方法）

第23条 発注工事の入札参加者として指名する場合には、経常共同企業体と単体企業とを混合して指名することも差し支えないものとする。

（有効期間）

第24条 経常共同企業体の登録の有効期間は、2年とする。

（解散）

第25条 経常共同企業体は、みだりに解散してはならない。ただし、構成員の同意があり、かつ、管理者が正当な理由があると認めるときは、この限りではない。

2 登録期間中の構成員の組合せの変更は認めない。

（補 則）

第26条 この要綱により難い特別の事由があるときは、その都度、指名委員会に諮り、

管理者の承認を得て別段の定めをすることができる。

2 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

様式1（特定共同企業体構成員選定等通知書）

道央廃組第 号  
平成 年 月 日

様

道央廃棄物処理組合管理者

特定共同企業体構成員選定等通知書

別添の特定共同企業体構成員選定業者一覧表（以下「一覧表」という。）に掲げる工事（業務）について、共同請負（履行）方式により、競争入札に参加する業者として選定しましたので、下記により特定共同企業体を結成のうえ、当組合指定様式による指名競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

なお、提出期限までに同申請書の提出がなされない場合は、選定を辞退したものとみなします。

記

1 特定共同企業体の結成方法について

別添「一覧表」より2社又は3社（4社又は5社）の任意の組合せにより結成すること。ただし、第2グループ同士、第3グループ同士（第4グループ同士、第5グループ同士）の結成はできません。なお、当該工事（業務）について、2以上の特定共同企業体の構成員となることはできない。

2 代表者の選定について

代表者は、第1グループの者とする。

3 出資の割合について

各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上であること。この場合代表者の出資の割合は構成員中最大であるものとする。

4 提出期限及び提出場所

平成 年 月 日（ ）までに、道央廃棄物処理組合事務局施設課に提出すること。



様式2 (特定共同企業体構成員選定業者一覧表)

特定共同企業体構成員選定業者一覧表

工事名 (業務名)				
業 者 名				
第1グループ	第2グループ	第3グループ	第4グループ	第5グループ

指名競争入札参加資格審査申請書（第12条関係）

建設工事等共同請負指名競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

道央廃棄物処理組合管理者 様

特定共同企業体の名称		特定共同企業体
構 成 員	代表者 住所 商号又は名称 代表者氏名	使用印
	住所 商号又は名称 代表者氏名	使用印
	住所 商号又は名称 代表者氏名	使用印
	住所 商号又は名称 代表者氏名	使用印
	住所 商号又は名称 代表者氏名	使用印
工 事 名 ( 業 務 名 )		

このたび、上記工事（業務）について、連帯責任によって請負工事（業務）の共同施工（共同履行）を行うため、特定共同企業体を結成したので、入札参加資格審査を申請します。なお、この申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

別表（第11条関係）

## 特定共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）道央廃棄物処理組合発注に係る

工事（当該工

事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）の請負

（2）前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、  
という。）と称する。

特定共同企業体（以下「企業体」

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を

に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行後（跡請保証をして  
いる場合は、当該跡請保証の義務完了後）3ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事  
に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称

住 所  
商号又は名称

住 所  
商号又は名称

住 所  
商号又は名称

住 所  
商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、  
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請負代金の変更があっても、この比率は変えないものとする。

(構成員名) %

(構成員名) %

(構成員名) %

(構成員名) %

(構成員名) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、  
銀行  
店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算(残余財産の処分を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第8条の規定による出資の割合によって利益の配分を受け、又は欠損を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第15条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第16条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定共同企業  
体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が  
記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請  
のため道央廃棄物処理組合管理者に提出する。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

特定共同企業体

代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名